

江府町規則第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定をここに
公布する。

令和7月5月22日

江府町長

白石祐治

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年5月22日規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第8条 条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人は、町内に住所を有し、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者とする。ただし、入居者が町外からの移住者若しくは移住希望者である等、特別な事情があると町長が認めた場合は、町内に住所を有していなくてもよいものとする。 2 前項の規定に関わらず、次の各号の1に該当する者は連帯保証人となることができない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行を終るまでの者 (3) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判決確定にいたるまでの者 3・4 (略)	第8条 条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人は、町内に住所を有し、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者とする。ただし、入居者が町外からの移住者若しくは移住希望者である等、特別な事情があると町長が認めた場合は、町内に住所を有していなくてもよいものとする。 2 前項の規定に関わらず、次の各号の1に該当する者は連帯保証人となることができない。 (1) (略) (2) <u>禁固</u> 以上の刑に処せられその執行を終るまでの者 (3) <u>禁固</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判決確定いたるまでの者 3・4 (略)

(江府町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 江府町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年9月30日規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第9条 次の各号のIに該当する者は、条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人となることができない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 (3) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判定確定にいたるまでの者 2・3 (略)	第9条 次の各号のIに該当する者は、条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人となることができない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 (3) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) <u>禁錮</u> 以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判定確定にいたるまでの者 2・3 (略)

(江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(令和5年6月26日規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第6条 条例第6条第2項の規定による入居決定者は、入居日までに次の各号に掲げる入居の手続きをしなければならない。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 第1項第1号に規定する連帯保証人は、次の各号の全てを満たす者とする。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 (3) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に該当する犯罪により、公判決確定にいたるまでの者 (4) (略)	第6条 条例第6条第2項の規定による入居決定者は、入居日までに次の各号に掲げる入居の手続きをしなければならない。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 第1項第1号に規定する連帯保証人は、次の各号の全てを満たす者とする。 (1) (略) (2) <u>禁固</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 (3) <u>禁固</u> 以上の刑に該当する犯罪により、公判決確定にいたるまでの者 (4) (略)

(江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年12月17日規則第63号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第5条の3 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) (略)	(休業補償を行わない場合) 第5条の3 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁固</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) (略)

(江府町就業規則の一部改正)

第 5 条 江府町就業規則(昭和43年11月1日規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格事項) 第8条 次の各号の1に該当するものは、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けてはならない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) (略)	(欠格事項) 第8条 次の各号の1に該当するものは、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けてはならない。 (1) (略) (2) <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) (略)

附 則 (令和 7 年規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。）第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）に処せられた者とみなす。

(江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの規則（以下これ

らを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)に該当する犯罪により公判決確定にいたるまでの者は、第1条の規定による改正後の江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑に該当する犯罪により公判決確定にいたるまでの者とみなす。

(江府町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)に該当する犯罪により公判に付せられ判定確定にいたるまでの者は、第2条の規定による改正後の江府町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑に該当する犯罪により公判に付せられ判定確定にいたるまでの者とみなす。

(江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)に該当する犯罪により、公判決確定にいたるまでの者は、第3条の規定による改正後の江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑に該当する犯罪により、公判決確定にいたるまでの者とみなす。

(江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者に係る第4条の規定による改正後の江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第5条の3(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者はそれぞれ無期拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、有期の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。